

| 市町名 | 長久手市 | 稲沢市 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|--------|----|-----------|-----|-----------|---------|-----------|---|----|-------------|-----|-------------|----|-------------|
| 条例名 | 長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 | 稲沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係条文 | (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長(常任委員会及び議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。)及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、稲沢市議会議員(以下「市議会議員」という。)に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (議員報酬) 第2条 議長、副議長、委員長及び議員(以下「議員等」という。)の議員報酬月額は、別表のとおりとする。 別表 | (議員報酬) 第1条の2 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>48万8,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>42万3,000円</td> </tr> <tr> <td>委員長及び議員</td> <td>36万2,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 議員報酬月額 | 議長 | 48万8,000円 | 副議長 | 42万3,000円 | 委員長及び議員 | 36万2,000円 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>月額 544,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>月額 504,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>月額 483,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 議長 | 月額 544,000円 | 副議長 | 月額 504,000円 | 議員 | 月額 483,000円 |
| | 区分 | 議員報酬月額 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 議長 | 48万8,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 副議長 | 42万3,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員長及び議員 | 36万2,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 議長 | 月額 544,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副議長 | 月額 504,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議員 | 月額 483,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。 | (議員報酬の支給方法) 第2条 議長及び副議長には、その選挙された日の翌日から、議員にはその職についた日から日割計算によりそれぞれ議員報酬を支給する。ただし、議長又は副議長が選挙された日以前に在職していないときは、選挙された日から日割計算により議員報酬を支給する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。 | 2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給し、死亡によりその職を離れたときは、その日の属する月分までの議員報酬を支給する。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 議員報酬は、毎月21日から末日までに支給する。 | 3 前2項に規定する議員報酬は、いかなる場合においても重複して支給しない。 4 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。 5 議員報酬の支給日は、一般職の職員の例による。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 市町名 | 長久手市 | 稲沢市 |
|-----|------|--|
| | | <p>(議員報酬の支給停止等)</p> <p>2条の2 議長、副議長又は議員が、刑事事件(外国の刑事事件を含む。以下同じ。)の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受けたときは、その処分を受けた日からその処分が解かれた日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)の議員報酬は、その逮捕等期間の属する月の現日数を基礎として日割計算により算出した額の支給を停止する。ただし、既に支給された議員報酬又は市長がその処分を受けたことを知った時が支給日直前であることにより支給を停止することができない議員報酬については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定による議員報酬の支給の停止は、その停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があつたとき、又はその停止に係る刑事事件について無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、これを解除し、その停止されていた議員報酬を支給する。</p> |
| | | <p>(議員報酬の不支給等)</p> <p>第2条の3 議長、副議長又は議員が、前条第1項本文の規定による議員報酬の支給の停止に係る刑事事件について、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる期間に係る議員報酬は支給しない。この場合において、既に支給したものがあるときは、日割計算により算出した額を返納させるものとする。</p> <p>(1) 有罪判決が確定した場合 逮捕等期間 (2) 刑の執行のため刑事施設に収容された場合 刑事施設に収容された期間</p> <p>第2条の4 議長、副議長又は議員が、任期中の連続する2回の定例会並びにその2回の定例会の間に開かれた議会の会議及び委員会の全てを第2条の2第1項本文に規定する処分を受けたこと以外の理由により欠席した場合は、その2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。</p> <p>2 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた者が、議会の会議又は委員会に出席したときは、その出席した日の属する月以降の議員報酬を支給する。</p> <p>3 第1項の欠席が公務上の災害、病気、出産その他のやむを得ない事情によるものとして議長が認めるものであるときは、同項の規定は適用しない。</p> |

| 市町名 | 長久手市 | 稲沢市 |
|-----|--|--|
| | | 4 議長は、前項の規定により、第1項の欠席が公務上の災害、病気、出産その他のやむを得ない事情によるものであると認めようとするときは、あらかじめ議会運営委員会に諮らなければならない。 |
| | (費用弁償) 第5条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。 | (費用弁償) 第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。 |
| | 2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。 | 2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。 |
| | 3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 | 3 前項に定めるものの外議長、副議長及び議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。 |
| | (期末手当) 第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満了した者等」という。)についても同様とする。 | (期末手当) 第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する議長、副議長及び議員に支給する。これらの期日前1月以内に任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者(以下「任期が満限に達した者等」という。)についても同様とする。 |
| | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の142.5、12月に支給する場合においては100分の157.5を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| | (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 | (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 |
| | 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(任期が満了した者等にあつては、任期が満了し、退職し、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。 | |
| | 4 前項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、市長が定める。 | |

| 市町名 | 長久手市 | 稲沢市 |
|-----|--|---|
| | 5 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例によ | (期末手当の支給方法) 第5条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。 |
| | | (期末手当の支給停止等) 第5条の2 基準日以前6か月以内の期間において、逮捕等期間がある場合には、その基準日に係る期末手当のうち、その逮捕等期間(その基準日以前6か月以内に係る部分に限る。)の日数に応じて、その基準日以前6か月以内の期間におけるその者の市議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額の支給を停止する。 2 第2条の2第2項の規定は、前項の規定により期末手当の支給を停止した場合に準用する。 |
| | | (期末手当の不支給) 第5条の3 基準日以前6か月以内の期間において第2条の3又は第2条の4第1項の規定により議員報酬を支給しないこととした期間(第2条の3後段に規定する議員報酬の返納の対象となる期間を含む。)がある場合には、その基準日に係る期末手当のうち、その期間(その基準日以前6か月以内の期間に係る部分に限る。)の日数に応じて、その基準日以前6か月以内の期間におけるその者の市議会議員としての在職期間の現日数を基礎として日割計算により算出した額は支給しない。 |
| | (委任) 第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 | (規則への委任) 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。 |
| | 附 則(平成28年条例第20号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 | この条例は、平成27年4月1日から施行する。 付 則(平成28年条例第8号) |